

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和2年度	次回見直し予定	令和7年度
条 例 名	神奈川県薬物濫用防止条例				
条 例 番 号	平成27年神奈川県条例第10号	法 規 集	第8編第3章第1節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部薬務課				
条 例 の 概 要	薬物の濫用の防止を図ることにより、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、県及び県民の責務を明らかにするとともに、薬物の濫用の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（いわゆる危険ドラッグ等）を知事指定薬物に指定し、医療等の用途以外の使用等を禁止する等必要な事項を定めており、保健衛生上の危害防止のため今後も継続して必要な条例である。			知事指定薬物の指定数 平成27年度 24 平成28年度 14 平成29年度 16 平成30年度 14 令和元年度 15
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例における規制により、知事指定薬物を含有する危険ドラッグの流通防止が図られており、有効に機能している。			○危険ドラッグ販売店舗（県内） 平成26年4月 13 平成27年4月 1 平成27年5月 0 （以降店舗数0） ○行政処分・罰則適用：施行から現在までなし
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	知事指定薬物に対する規制は、県民が安心して暮らすことができる社会の寄与等の条例の目的を達成する上で適切なものであり、また、医薬品医療機器等法による規制との重複を避けており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の主要施策Ⅱ安全・安心の「2犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、知事指定薬物の指定により、医療等の用途以外の使用等を禁止する等の規定を有するが、その内容は条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等は必要ない。			